

○豊中市子ども健やか育み条例

平成25年4月1日

条例第23号

改正 平成27年3月24日条例第15号

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にす気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人それぞれがそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育てていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかねばなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育て・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな育ちは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、又は認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

(相互の連携協力)

第4条 市、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者は、子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち、子どもの健やかな育ちを支えるために、各々の役割を果たし、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。

2 市は、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。

3 市は、子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者が、相互に連携を図りながら協力することができるよう、支援及び調整を行うものとする。

4 市は、子ども及び子育て家庭への支援を行うため、職員の育成を行うとともに、地域での人材育成に取り組むものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

2 保護者は、子どもの情操を豊かにするとともに、基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、子どもを育み、その育ちを支えるように努めるものとする。

(子ども関連施設の役割)

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。

3 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を育むように努めるものとする。

4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

る。

2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

(こども審議会)

第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 保護者

(4) 市民団体の代表

(5) 福祉の関係団体の代表

(6) 事業者の代表

(7) 労働者の代表

(8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者

(9) 関係行政機関の職員

5 前項第2号及び第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く

ことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(子育て・子育ての支援に関する施策の策定)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子育て支援

ア 保育及び教育環境に関すること。

イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。

ウ 子どもの居場所づくりに関すること。

エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

(2) 子育て支援

ア 地域の子育て環境の整備に関すること。

イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。

ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

(3) 安心・安全なまちづくり

ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。

イ 子どもの安全に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

(子どもの社会参加の促進)

第12条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市においては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。

2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。

3 市は、施策の策定に当たっては、第1項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

(相談体制)

第13条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等のような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るも

のとする。

- 2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。
- 3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援)

第14条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。

- 2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

(子育て・子育て支援行動計画)

第15条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育て・子育て支援行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(評価)

第16条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その

結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、前条第1項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(推進体制の整備)

第18条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発並びに学習)

第19条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条並びに次項及び附則第4項の規定 市規則で定める日

[平成25年6月規則第80号により、平成25年7月1日から施行]

(2) 第15条第1項(法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項に係る部分に限る。)の規定 法の施行の日

2 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。

3 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により同項の市町村行動計画として策定され、同条第5項の規定により公表されている豊中市次世代育成支援行動計画は、第15条第1項の規定により策定され、同条第4項の規定により公表された行動計画とみなす。この場合において、第16条及び第17条の規定は、当該行動計画に係る平成25年度分の施策の実施状況から適用するも

のとする。

4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成27年3月24日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。